

第 1 部

大分市の概況と環境行政

第 1 章

大分市の概況

- 1 位置及び地勢
- 2 沿革
- 3 人口及び世帯数

大分市の概況

1 位置及び地勢

大分市は、九州の東端、瀬戸内海の西端に位置し、周辺部には高崎山、九六位山、^{くろくいさん}霊山、^{りょうぜん}鎧ヶ岳、^{よろいがだけ}櫛木山などの山々が連なり市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川と大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。その下流部には大分平野が形成されており、海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部海岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。このように、本市は山、川、海が織りなす、多様で豊かな自然に恵まれています。



市域は東西が 50.8km、南北が 24.4km、面積が 502.39 km² となっており、市域の大部分は温暖で年間を通じて降水量の少ない「瀬戸内海気候区」に属しています。

2 沿革

大分という地名の由来は、豊後国風土記において、広々とした美田「^{おおきた}碩田」と名付けられ、後に「大分」と書かれるようになったことがはじめともされており、古代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を通じて歴史を刻んだ政治、経済、文化の中心的な役割を果たしてきました。

中世・戦国時代には、キリシタン大名大友宗麟の下に隆盛を極め、最盛期には北部九州の大半を支配下に治めて、世界にも知られた全国有数の貿易都市「豊後府内」が形成されました。これに伴い、医術、音楽、演劇など日本で最初の西洋文化が大きく花開きました。

江戸時代には、府内藩の他、熊本藩、岡藩などの小藩が分立する中、独特の地域づくりが展開されました。

明治時代に入ると、近隣の町村との合併が繰り返され、1911（明治 44）年 4 月には市制が施行されました。

激動の昭和時代にあっては、太平洋戦争による戦災と混乱、そして復興を経て、高度経済成長期には、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展を遂げ、近年では IT 関連企業が進出するなど様々な産業が集積しています。

交通では、日豊、久大、豊肥の鉄道 3 線や高速道路など県内外からの主要幹線道が合流しており、また、豊後水道を経由して国内外に通じる海上交通が活発であるなど、東九州における経済活動の一大拠点を担っています。

3 人口及び世帯数

2025（令和 7）年 3 月 31 日現在の本市の住民登録人口は 471,290 人、世帯数は 233,184 世帯となっています。

第 2 章

大分市の環境行政

第 1 節 総合的な環境保全

- 1 大分市環境基本条例
- 2 大分市環境基本計画

第 2 節 総合的な公害防止

- 1 公害防止協定の締結による規制
- 2 工場における公害防止組織の整備
- 3 環境保全資金融資制度
- 4 環境配慮型設備投資利子補給制度

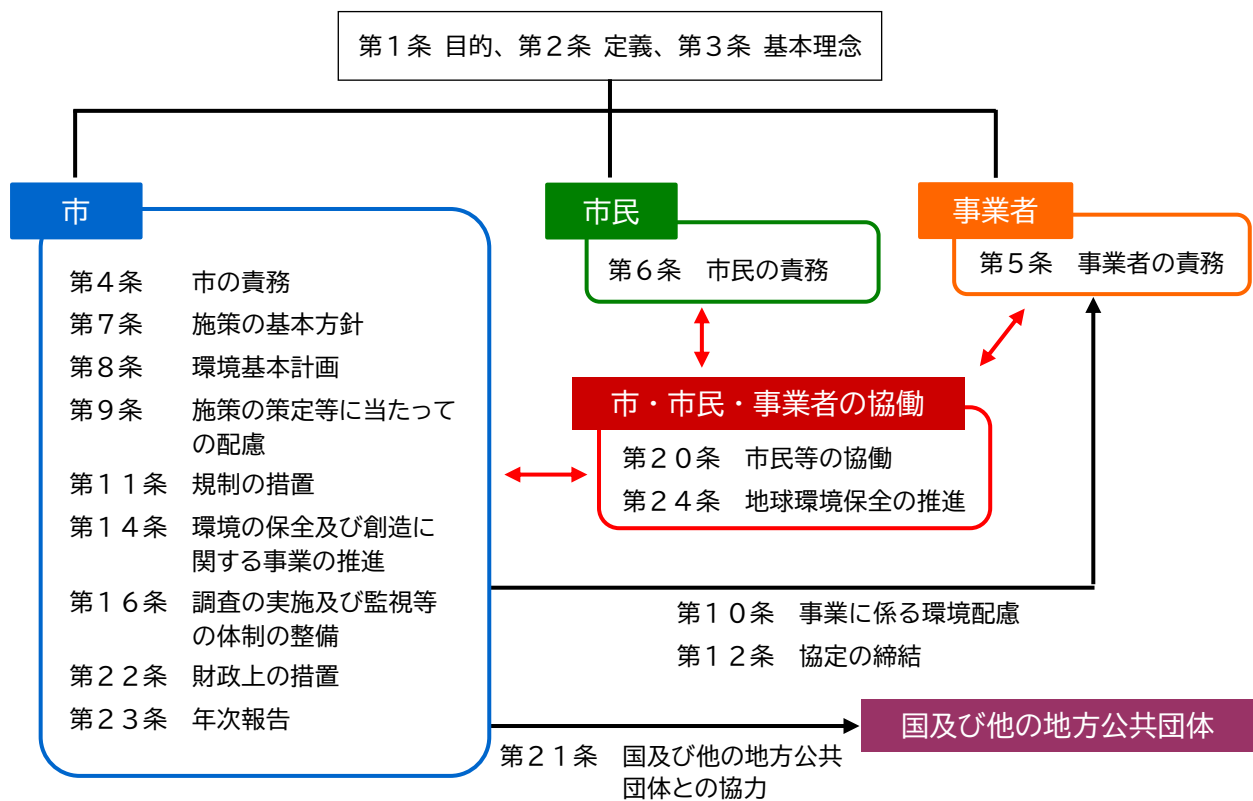
第1節 総合的な環境保全

1 大分市環境基本条例

本市は、1964（昭和39）年に新産業都市に指定されて以降、特に産業公害を未然に防止するための様々な対策に取り組んできました（資料編P5～P10 参照）。

このような中、本市では、環境の保全と創造を目的とした大分市環境基本条例〔2006（平成18）年12月〕を制定しています（資料編P11～P14 参照）。条例では、今日的な環境問題の解決を図り、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するため、環境の保全と創造の基本理念のもと、市、事業者、市民が主体的に、また協働して行動することや、本市の環境施策を総合的、計画的に進めていくための指針などが規定されています。

大分市環境基本条例の体系図



市から他の取組主体への働きかけ

- 第13条 経済的措置
- 第15条 資源の循環的利用等の促進
- 第17条 環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等
- 第18条 自発的な活動の促進等
- 第19条 環境情報の提供

2 大分市環境基本計画

大分市環境基本条例に基づく本計画は、市、市民、事業者、関係団体等、環境に関わるすべての主体が、理念や目標を共有し、連携・協働して環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画です。

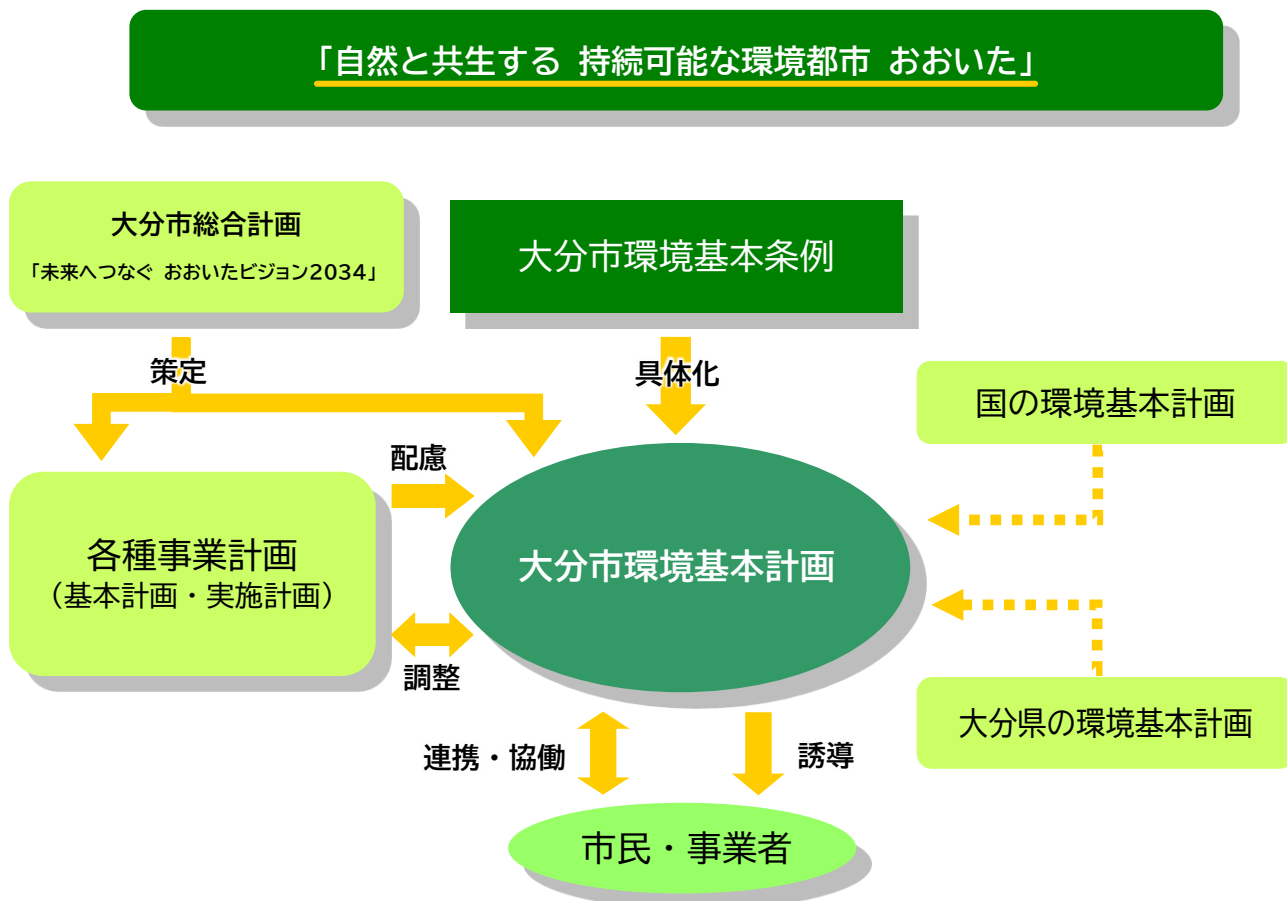
2025（令和7）年3月には、市政運営の基本となる大分市総合計画「未来へつなぐ おおいたビジョン2034（令和7年3月策定）」の環境分野の施策との整合を図り、関連する他分野の個別事業との連携も考慮しながら、第四次の「大分市環境基本計画」を策定しました。

計画の期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までとしており、計画の進捗状況等により、必要に応じて計画を見直すことにしています。

本計画では、目指す環境像である「自然と共生する 持続可能な環境都市 おおいた」を実現することを目的とし、自然環境、快適環境、生活環境、資源循環、地球環境及び環境教育・連携の6環境分野ごとに基本目標を設定して、市、市民、事業者が取り組む施策や環境配慮指針を具体的に示し、その実現へと誘導を図ることにしています。

計画の年度ごとの進捗状況等については、この「環境白書」やホームページで公表し、また大分市環境審議会（資料編P15参照）に報告して、意見や提言を受け、その後の事業等に反映することになっています。計画されていた2024（令和6）年度の事業・制度は、概ね円滑に実施されています（資料編P16～P21 資2-1参照）。

大分市のめざす環境像



第2節 総合的な公害防止

1 公害防止協定の締結による規制

主要企業 16 社 1 グループとは、環境関係法令による規制のほかに地域の実情に即した公害防止対策を確立することにより、公害を未然に防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、公害防止協定等を締結しています。この協定は理念等を定めた「基本協定」と「細目協定」で構成され、細目協定では、法の規制値よりも厳しい大気、水質規制等に係る協定値を定めています（資料編 P24 資 4-1～P25 資 4-2 参照）。

公害防止協定等の締結状況

企業名	主な沿革	締結者
クラサスケミカル株式会社 及びそのグループ各社	1968(S43). 5. 25 覚書締結 (昭和電工グループ) 1974(S49). 12. 16 協定締結 (昭和電工株式会社及びそのグループ各社) 2008(H20). 9. 25 細目改定 2023(R 5). 1. 1 地位の承継 (昭和電工マテリアルズ株式会社) 2023(R 5). 1. 1 商号変更 (株式会社レゾナック) 2025(R 7). 1. 1 地位の承継 (クラサスケミカル株式会社)	市・県
N S スチレンモノマー株式会社	1968(S43). 12. 20 覚書締結 (八幡化学工業株式会社) 1975(S50). 1. 28 協定締結 (新日鐵化学株式会社) 1989(H 1). 3. 14 細目改定 2011(H23). 8. 1 地位の承継 (N S スチレンモノマー株式会社)	市・県
九州電力株式会社	1969(S44). 3. 3 覚書締結 (九州電力株式会社) 1983(S58). 9. 16 協定締結 2013(H25). 7. 19 協定、細目改定	市・県
E N E O S 株式会社	1969(S44). 3. 12 覚書締結 (九州石油株式会社) 1974(S49). 6. 24 協定締結 2004(H16). 3. 8 細目改定 2008(H20). 10. 1 地位の承継 (新日本石油精製株式会社) 2010(H22). 7. 1 地位の承継 (J X 日鉱日石エネルギー株式会社) 2016(H28). 1. 1 商号変更 (J X エネルギー株式会社) 2017(H29). 4. 1 商号変更 (J X T G エネルギー株式会社) 2020(R 2). 6. 22 商号変更 (E N E O S 株式会社)	市・県
日本製鉄株式会社	1969(S44). 12. 5 覚書締結 (富士製鉄株式会社) 1973(S48). 10. 23 協定締結 (新日本製鉄株式会社) 2012(H24). 10. 1 商号変更 (新日鐵住金株式会社) 2019(H31). 4. 1 商号変更 (日本製鉄株式会社) 2022(R 4). 12. 7 細目改定	市・県
株式会社ジャパンセミコンダクター 及び ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社	1970(S45). 1. 21 覚書締結 (東京芝浦電気株式会社) 1983(S58). 4. 30 協定締結 1984(S59). 4. 1 商号変更 (株式会社東芝) 2003(H15). 6. 2 細目改定 2016(H28). 4. 1 地位の承継 (株式会社ジャパンセミコンダクター 及びソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社) 2024(R 6). 8. 30 細目改定	市
王子マテリア株式会社	1970(S45). 2. 17 覚書締結 (鶴崎パルプ株式会社) 1987(S62). 10. 1 地位の承継 (本州製紙株式会社) 1988(S63). 3. 10 協定締結 1996(H 8). 10. 1 地位の承継 (王子製紙株式会社) 2002(H14). 10. 1 地位の承継 (王子板紙株式会社) 2002(H14). 11. 29 細目改定 2012(H24). 10. 1 商号変更 (王子マテリア株式会社)	市・県

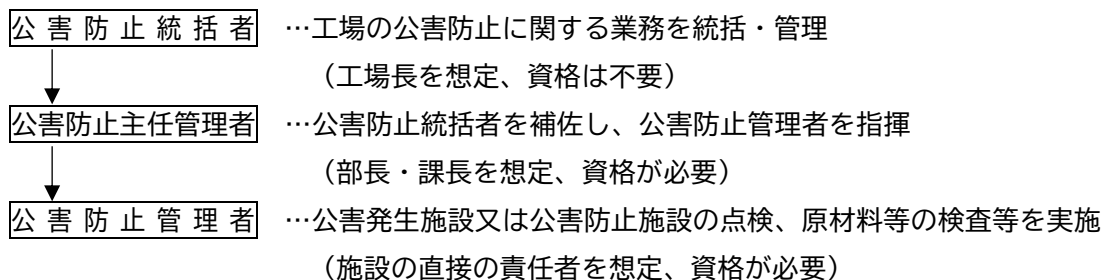
TOTOアクアテクノ株式会社	1970(S45). 3. 17 覚書締結 (東陶機器株式会社) 1988(S63). 3. 1 協定締結 1997(H 9). 7. 10 細目改定 2007(H19). 5. 15 商号変更 (TOTO株式会社) 2013(H25). 4. 1 地位の承継 (TOTOアクアテクノ株式会社)	市
J X 金属製錬株式会社 及び日本鑄銅株式会社	1970(S45). 5. 14 覚書締結 (日本鉱業株式会社) 1989(H 1). 3. 13 協定締結 1996(H 8). 6. 7 細目改定 (日鉱金属株式会社及び日本鑄銅株式会社) 2006(H18). 4. 1 地位の承継 (日鉱製錬株式会社及び日本鑄銅株式会社) 2010(H22). 4. 1 地位の承継 (パンパシフィック・カッパー株式会社 及び日本鑄銅株式会社) 2019(H31). 2. 27 細目改定 2020(R 2). 4. 1 地位の承継 (JX金属製錬株式会社及び日本鑄銅 株式会社) 2024(R 6). 6. 1 細目改定	市・県
住友化学株式会社	1973(S48). 3. 31 協定締結 (住友化学工業株式会社) 1976(S51). 2. 3 協定、細目改定 2004(H16). 10. 1 商号変更 (住友化学株式会社) 2008(H20). 9. 25 細目改定	市・県
株式会社三井 E & S	1980(S55). 10. 23 協定締結 (三井造船株式会社) 2018(H30). 4. 1 商号変更 (株式会社三井E&Sホールディングス) 2023(R 5). 4. 1 商号変更 (株式会社三井 E & S)	市・県
大分液化ガス共同備蓄株式会社	1985(S60). 4. 26 協定締結 (大分液化ガス共同備蓄株式会社)	市
大分キャノン株式会社	2004(H16). 3. 30 協定締結 (大分キャノン株式会社) 2004(H16). 9. 13 細目改定	市
大分キャノンマテリアル株式会社	2006(H18). 2. 16 協定締結 (大分キャノンマテリアル株式会社)	市
株式会社南日本造船	2007(H19). 3. 12 環境保全協定締結 (南日本造船株式会社) 2018(H30). 4. 1 地位の承継 (株式会社南日本造船)	市

2 工場における公害防止組織の整備

工場における公害の発生を防止するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(昭和46年6月)に基づき、製造業や電気供給業等の特定工場の設置者は、工場に公害防止統括者、公害防止管理者等で構成される公害防止組織を整備することが義務付けられています(資料編P22 資3-1 参照)。

本市の特定工場における公害防止統括者等の選任状況は、2025(令和7)年3月31日現在では55の特定工場において、公害防止統括者49人、公害防止主任管理者6人、公害防止管理者86人となっています(資料編P23 資3-2 参照)。

公害防止組織の例



- (注1) 公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者はそれぞれ代理者の選任が必要です。
 (注2) 公害防止統括者は、事業者が常時使用する従業員の総数が20人以下の特定工場では不要です。
 (注3) 公害防止主任管理者は、一定規模以上の特定工場に選任が義務付けられています。

3 環境保全資金融資制度

環境保全施設の設置及び改善又は工場等の移転等に必要な資金を中小企業者等に融資するため、環境保全資金融資制度を設けています。

制度の概要は次のとおりです。

対象者	・ 中小企業者又は中小企業団体であること ・ 市内に工場等を設置し、引き続き1年以上有していること ・ 同一事業経営1年以上であること ・ 現に環境保全措置を実施する必要がある、かつ、その計画が当該環境の保全のために適切なものであること など
信用保証料率	年 0.45%～1.9%(市が全額補給)
資金用途	・ 環境保全施設の設置・改善及び工場等の移転 ・ 太陽光発電装置の設置、電気自動車等の購入、ZEBの実現に寄与する施設もしくは設備、BEMS、FEMS又は業務用燃料電池等の購入 ・ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理及びそれに伴う代替設備等の購入 など
融資限度額	1,000 万円
融資利率	年 1.9%
融資期間	1 年超 10 年以内(うち据置 1 年以内)

4 環境配慮型設備投資利子補給制度

企業が環境配慮型設備の導入に必要な融資を受ける場合、利子補給制度を設けています。

制度の概要は次のとおりです。

対象者	・ 市内に工場等を設置し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること ・ 過去 10 年以内に環境関連法令に基づく不利益処分を受けていないこと など
対象事業	市内の工場等に、1,000 万円を超える投資により新たに環境配慮型設備を設置する事業であって、次に掲げるいずれかの条件を満たすもの 1. 現に環境関連法令及び公害防止協定による規制基準を下回る水準で自主規制を行っている企業が、周辺への環境負荷を現状よりさらに低減させるために行うものであること 2. エネルギー消費量を現状より低減させるために行うZEB実現に寄与する設備、BEMS、FEMS、又は業務用燃料電池の導入であること
補助上限等	上限額 : 年間 3,000 万円 補助期間 : 10 年間 補助対象経費 : 対象事業に係る借入金に対する利子額 [2024(R6)年度は、1.9%以内]

